

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和5年3月27日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂もくれん東地区建築協定

2 申請者の氏名

山口 肇

3 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町三丁目1番263、1番268、1番271、1番301から1番303まで、1番305、1番306、1番310、1番314、1番316、1番320、1番322から1番324まで、2番132、2番149、2番204、2番212、2番220、2番221、2番227、5番2から5番5まで、6番1から6番11まで、7番1から7番11まで、8番1から8番3まで、9番1、9番2、9番4から9番9まで、10番1から10番11まで、10番14、10番16、10番17、11番2から11番17まで、12番1、12番4、12番6から12番10まで、12番12から12番16まで、13番1から13番4、13番6、14番1、14番3、14番4及び14番6から14番11まで並びに京都市西京区御陵峰ヶ堂町一丁目24番1、24番2、25番1及び25番2

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵大枝山町三丁目1番308、2番150、2番157、5番1、5番6、8番4から8番6、9番3、10番12、10番15、11番1、12番2、12番3、12番5、12番11、13番5、14番2、14番5及び14番12並びに京都市西京区御陵峰ヶ堂町一丁目23番及び26番

5 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠、建築設備

6 協定の期間

10年間（有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがなされない場合は、有効期間を更に10年間延長することができるものとする。）

7 認可年月日及び番号

令和5年3月27日付け第13-006号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）